

文化芸術

vol. 08
2017

2017年の活動案内

文化芸術振興議員連盟創立40年
文化芸術推進フォーラム創立15年
「新たな文化芸術基本法の制定、次は文化省」(仮題)
開催のご案内

文化省創設に向け、「文化芸術基本法」へ
「文化芸術振興基本法」の改正にあたって
河村建夫(文化芸術振興議員連盟会長)
文化芸術振興基本法の見直しに関する勉強会
文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案要綱案

五輪の年には文化省 キャンペーン 2016

文化芸術推進フォーラム 提言「五輪の年には文化省」
文化芸術振興議員連盟 会の目的と活動方針

会員名簿

題字=河村建夫

文化芸術 vol. 08 2017

2017年4月18日発行

発行 文化芸術振興議員連盟
事務局 〒100-0014
東京都千代田区永田町2-1-2
衆議院第二議員会館205号室
伊藤信太郎事務所気付
TEL 03-3508-7091
FAX 03-3508-3871
発行人 伊藤信太郎
協力 文化芸術推進フォーラム

2017年の活動案内

2017年は文化省の創設に向け具現化の第一歩を標す年としたい。

2013年から連続してシンポジウム「文化省の創設を考える」、「五輪の年には文化省」、「文化省創設への道筋」を開催し、国会議員を中心として議論を深めてきた。これを受けて、2016年に文化芸術推進フォーラムに集う実演芸術、映画、美術関係者が「五輪の年には文化省」を掲げ、「宣言と公演〜文化芸術をすべての人々に〜」、「東京・札幌オリンピック映画上映会」、「アーティストによる新作オークション」を実施し、文化芸術関係者の文化省への思いを表明した。

これまでの活動の成果を踏まえ、創立40周年を迎える文化芸術振興議員連盟は、「文化芸術振興基本法」（改正案）の今国会成立を期し、真の「文化芸術立国」をめざし、文化省創設に向け、文化芸術推進フォーラムとともに祝賀の会を開催する。

○文化芸術振興議員連盟 創立40年 文化芸術推進フォーラム 創立15年

「新たな文化芸術基本法の制定、次は文化省」（仮題）

文化政策についての立法院、行政府の意識改革をめざし、衆参両院の国会議員36名により1977年11月に設立された音楽議員連盟は、本年40周年を迎えます。

この間、「商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権者等の権利に関する暫定措置法」の制定（1983年）、入場税の減免（1985年）、芸術文化振興基金の創設（1990年）、私的録音録画補償金制度創設（1992年）、「文化芸術振興基本法」の制定（2001年）、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定及び「文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願」採択（2012年）とわが国の文化芸術政策の充実に大きな力を発揮してきました。

そして40周年を迎える本年、文化省の創設を視野に、文化芸術振興基本法を改正し、強力な牽引力のもと文化芸術施策の更なる充実、観光・まちづくり、産業との連携による新たな国づくりをめざすことといたします。

文化芸術振興基本法の理念の浸透・啓発を目的に生まれた文化芸術推進フォーラムの15年とともに、文化省創設に向けて、次の一歩を踏み出す決意を新たにする会を開催いたします。

日時：2017年6月13日〔火〕18:00

会場：東京プリンスホテル



文化芸術推進フォーラム 野村萬議長
(2002年「文化芸術振興基本法成立を祝うタベ」)

○その他の活動

2016年は、わが国の文化芸術の振興政策の充実に向け「文化関連予算についての研究会」（1月）、「文化芸術振興基本法の見直しについての勉強会」（1月）、「2020年東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムについての勉強会」（3月）と活発な意見交換を進めてきた。

その一方で、文化庁の京都への全面的な移転の方針が内閣府まち・ひと・しごと創生本部から打ち出され、急遽「文化庁移転についての勉強会」（4月）を開催。課題を明らかにし、文化芸術振興議員連盟の「五輪の年には文化省」の方針をさらに深めるため、その文化省の姿を研究する「文化省創設に向けての研究会」（4月）を開催した。

そして秋からは課題である「文化芸術振興基本法の見直しについての勉強会」を本格的に開催し、これまで7回の研究会、3回の役員会、4回の臨時総会での議論を経て、4月に「文化芸術基本法」とする改正案（p.06参照）がまとまり国会に上程することとなった。

この動きと並行して、文化のプラットホームとしての日本議員連盟が「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」、さらに2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の芸術文化振興議員連盟が「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を準備、検討を進めてきた。

わが国の文化芸術の力を、東京五輪を契機に生かしていこうとする動きとともに、新たな基本法に基づく文化行政、その組織のあり方をめぐってさらに研究を深める以下の活動を準備する。

○今後の活動

懸案となっている著作権課題についてヒアリング（開催予定）

「文化行政の機能強化と文化省」研究会（開催予定）



歌手の霧島昇氏と共に歌う
初代会長 前尾繁三郎氏（1981年 議連総会）



2代目会長 櫻内義雄氏
(1992年 議連総会)



3代目会長 橋本龍太郎氏
(2001年「芸術文化のタベ」)



4代目会長 柳澤伯夫氏
(2007年「音楽議員連盟30周年を祝う会」)



5代目会長 中野寛成氏（2012年 議連総会
／文化芸術推進フォーラムから国会請願を提出）



6代目会長 河村建夫氏
(2012年「集い文化芸術政策を国の基本に」)

文化省創設に向け、「文化芸術基本法」へ

「文化芸術振興基本法」の改正にあたって 河村建夫（文化芸術振興議員連盟会長）



河村建夫文化芸術振興議員連盟会長

文化芸術振興基本法の成立から15年が経過しました。成立当時、文化芸術振興議員連盟は、音楽議員連盟でした。私も提出者の一人として名前を連ねていましたが、この15年の間にも、少子高齢化・グローバル化の進展など社会状況が著しく変化する中で、国として日本の文化芸術を発信する取り組みが進められ、その価値が広く再認識されています。そのような中、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であるばかりではなく、文化の祭典でもあります。オリンピック・パラリンピックは、文化芸術の価値を社会の中心に据え、新たな価値の創出を広く示していく好機ともなるのです。「五輪の年には文化省」を掲げる議連としては、真の「文化芸術創造立国」の実現に向けて、更なる歩みを進めていかなければなりません。

文化芸術振興議連では、日本食文化普及推進議連からのユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の明記を求める要望、文化のプラットフォームとしての日本議連からの国際文化交流の祭典の明記を求める要望、そして文化芸術推進フォーラムからの提言なども踏まえつつ、勉強会を開催し、活発な議論を進め、改正に向けた大筋をまとめることができました。これまでの議論にご参加いただいた先生方には、御礼申し上げます。

今般の改正では、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、外交、教育、福祉等の関連する分野をも取り込んだ施策を講ずることにより、文化芸術に関する施策の推進を通じて生み出される新たな価値を、文化芸術の更なる振興に還元するとの観点から、法律の題名を「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」に改めます。また、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、関係行政機関相互の連絡調整を行う「文化芸術推進会議」を設置し、「基本方針」に代えて「文化芸術推進基本計画」を策定するものとしています。さらに、地方においても文化芸術に関する施策を推進すべく、「地方文化芸術推進基本計画」や「文化芸術推進会議」を設けることができるとしています。

文化芸術推進フォーラムをはじめとする関係の皆さまにご協力いただきながら、議連として「文化芸術基本法」の成立、さらには「文化省の創設」、延いては真の「文化芸術創造立国」に向けて、引き続き邁進して参ります。

文化芸術振興基本法の見直しに関する勉強会

文化芸術振興議員連盟の総会（2016/5/25）において、2016年度活動計画に、文化芸術振興基本法の見直しについて研究会を継続し、議論を深めるとの計画が盛り込まれたことを受けて、文化芸術振興基本法の見直しに関する勉強会を開催した。

第2回（10/19） 第1回（1/27）において、和食文化関係者より、文化芸術振興基本法においても食文化の普及・促進を謳うべきとの提言を受けたことを踏まえ、日本食文化普及推進議連の二之湯武史参議院議員より、和食文化の追記を目指す動きについて説明があった。また、文化のプラットフォームとしての日本議連において検討が進められている「我が国における国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案」について、松島みどり衆議院議員から説明があった。そして、文化芸術推進フォーラムより、文化芸術振興基本法見直しの提言があった。

第3回（11/9） 衆議院法制局から文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案骨子案の説明を受け、出席議員の間で活発な議論が交わされた。

第4回（11/30） 衆議院法制局から、前回の議論を踏まえた骨子案の修正案について説明を受けた後、議論となった。また、文化芸術推進フォーラムより、前回の骨子案を踏まえた2回目の提言を行った。

第5回（2/1） これまでの議論や文化芸術推進フォーラムからの提言を踏まえて加筆変更された骨子案について、衆議院法制局からの説明の後、伊藤信太郎事務局長より、法律の題名から「振興」を削り、「文化芸術基本法」に改めたいとの提案があった。すなわち、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、産業、教育、福祉、まちづくり等の文化芸術の関連分野と連携する旨の規定を新たに追加するなど法律の射程が広がるため、今般の改正項目に鑑みると、「基本法」として性格をさらに明確にする必要があるというものがある。また、野村萬文化芸術推進フォーラム議長からは、文化芸術推進フォーラムからの提言が骨子案に盛り込まれたことについて謝辞があり、骨子案の基本的方向性や題名を改めることに賛同するとともに、今後、改正が成立する際には、より「魂」の入る方向に進むことを願う旨発言があった。出席議員からも、今回の骨子案を基に、要綱案の作成や条文化など次のステップに進むべきとの発言があり、同日に総会が

開催され、文化芸術振興議員連盟として、法律の題名を改めることとあわせて「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案骨子案」は了承された。

第6回（2/8） 今般の改正の背景・趣旨、改正の基本的な方向性について説明の後、衆議院法制局から、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案要綱案」について説明があった。出席議員からは、法律の題名から「振興」を削ることについて慎重に議論を進めるべきではないかなどの発言があり、伊藤信太郎事務局長からは、拙速となることのないよう議論を進めたい旨の発言があった。同日に総会が開催され、要綱案は了承された。

第7回（2/22） 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案要綱案及び法律案新旧対照表のほか、議連役員会より指示のあった前文及び16条の修正案について、衆議院法制局より説明の後、議論となった。出席議員からは、「表現の自由」の謳い方について再検討を求める意見もあったが、同日に総会を開催し、大筋で了承された。

その後、役員会での検討を経て、衆議院法制局の審査で最終案が確定し、各党での手続きに入った。4月6日、議連の第5回定例総会にて、文化芸術振興基本法の修正案について、各党内での手続き状況について報告があり、今国会での採択を目指すことが承認された。



勉強会の様子

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案要綱案（平成29年4月6日）

第一 題名等の改正
一 法律の題名を「文化芸術基本法」に改めること。 （題名関係）
二 前文及び目的規定について、所要の整理を行うこと。 （前文及び第一条関係）

第二 総則の改正
一 基本理念の改正
1 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備に関し、「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しくできるようにする旨を加えること。
2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国に加えて「世界」において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない旨を規定すること。
3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない旨の規定を追加すること。
4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない旨の規定を追加すること。（第二条関係）

二 文化芸術団体の役割に係る規定の新設
文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならないこと。（第五条の二関係）

三 関係者相互の連携及び協働に係る規定の新設
国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならないこと。（第五条の三関係）

四 税制上の措置の追加
政府が講ずべき措置に税制上の措置を加えること。（第六条関係）

第三 文化芸術推進基本計画等
一 文化芸術推進基本計画
1 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならないこと。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第五の一の文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。
6 3から5までの規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用すること。（第七条関係）

二 地方文化芸術推進基本計画
1 都道府県及び市町村の教育委員会（条例の定めるところによりその長が文化に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（2において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（以下「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならないこと。（第七条の二関係）

第四 文化芸術に関する基本的施策の拡充
一 芸術の振興に係る規定に関する改正
芸術の振興に関する必要な施策の例示として「芸術の制作等に係る物品の保存」及び「芸術に係る知識及び技能の継承」への支援を加えること。（第八条関係）

二 メディア芸術の振興に係る規定に関する改正
メディア芸術の振興に関する必要な施策の例示としてメディア芸術の「展示」、「メディア芸術の制作等に係る物品の保存」及び「メディア芸術に係る知識及び技能の継承」への支援を加えるとともに、「芸術祭等の開催」を加えること。（第九条関係）

三 伝統芸能の継承及び発展に係る規定に関する改正
伝統芸能の例示として「組踊」を加えるとともに、伝統芸能の継承及び発展に関する必要な施策として「公演に用いられた物品の保存」への支援を加えること。（第十条関係）

四 芸能の振興に係る規定に関する改正
芸能の振興に関する必要な施策の例示として「公演に用いられた物品の保存」及び「芸能に係る知識及び技能の継承」への支援を加えること。（第十一条関係）

五 生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及に係る規定に関する改正
生活文化の例示として「食文化」を加えるとともに、生活文化の振興を図るため必要な施策を講ずるものとする。
（第十二条関係）

六 地域における文化芸術の振興に係る規定に関する改正
国は、各地域における文化芸術の振興に加えて「これを通じた地域の振興」を図ることとし、これに関する必要な施策の例示として「芸術祭への支援」を加えること。（第十四条関係）

七 国際交流等の推進に係る規定に関する改正
国は、我が国の文化芸術活動の発展に加えて「世界の文化芸術活動の発展」を図ることとし、文化芸術に係る国際的な催しの例示として「芸術祭」を加えるとともに、国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示として「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」、「海外における著作権に関する制度の整備に関する協力」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を加えること。（第十五条第一項関係）

八 芸術家等の養成及び確保に係る規定に関する改正
芸術家等の養成及び確保に関し、芸術家等の例示として「文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者」及び「文化芸術活動に関する技術者」を明示するとともに、必要な施策の例示として国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」、「文化芸術に関する作品の流通の促進」及び「芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備」を加えること。（第十六条関係）

九 日本語教育の充実に係る規定に関する改正
日本語教育の充実に関する必要な施策の例示として「日本語教育を行う機関における教育の水準の向上」を加えること。（第十九条関係）

十 著作権等の保護及び利用に係る規定に関する改正
著作権等に関する「内外」の動向を踏まえることとし、著作権等の保護及び公正な利用に関する必要な施策の例示として「著作物の適正な流通を確保するための環境の整備」及び「著作権等の侵害に係る対策の推進」を加えること。（第二十条関係）

十一 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実に係る規定に関する改正
高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実に関する必要な施策の例示として「これらの者の行う創造的活動、公演等への支援」を加えること。（第二十二条関係）

十二 公共の建物等における文化芸術の振興に資する取組に係る規定の新設
国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。
（第二十八条第二項関係）

十三 調査研究の推進に係る規定の新設
国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
（第二十九条の二関係）

十四 民間の支援活動の活性化等に係る規定に関する改正
民間の支援活動の活性化等に関する必要な施策の例示として「文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援」を加えること。（第三十一条関係）

十五 関係機関等の連携等に係る規定に関する改正
関係機関等の連携等に関し、関係機関等の例示として「民間事業者」を加えること。（第三十二条関係）

第五 文化芸術の推進に係る体制の整備
一 文化芸術推進会議に係る規定の新設
政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。
（第三十六条関係）

二 都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等に係る規定の新設
都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができるものとする。
（第三十七条関係）

第六 施行期日等
一 この法律は、公布の日から施行すること。（附則第一条関係）

二 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする
こと。（附則第二条関係）

三 その他所要の規定を整理すること。

五輪の年には文化省 キャンペーン 2016

2016年11月、文化省創設に向け、文化芸術推進フォーラム主催、文化芸術振興議員連盟の協力により、一連のキャンペーンイベントが開催された。

11月11日(金)には憲政記念館にて「東京・札幌オリンピック映画上映会」と篠田正浩監督によるトークイベントが行われ、11月12日(土)に新国立劇場中劇場にて開催した「宣言と公演～文化芸術の力をすべての人々に～」では、900名を超える来場者が集い、宣言そして公演を通して文化省創設に向けての思いをともにする機会となった。文化省創設に賛同する138名の美術家が新作を寄せた「アーティストによる新作オークション」では、絵画、工芸、現代美術が11月9日(水)～11日(金)には東京美術倶楽部、11月12日には新国立劇場中劇場ロビーで展示され、オークション売上より「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」、「地震1年後に熊本の『復活』を祈るコンサート」に合計870万円が寄附された。

「東京・札幌オリンピック映画上映会」
篠田正浩監督 (11月11日 憲政記念館)



「アーティストによる新作オークション」
(11月12日 新国立劇場中劇場ロビー)



「宣言と公演～文化芸術の力をすべての人々に～」
(11月12日 新国立劇場中劇場)



日本オーケストラ連盟加盟団体有志による演奏



文学座有志による朗読劇「シュレーディンガーの猫」より



現代舞踊協会有志によるダンス「プロメテの火」より

「宣言と公演～文化芸術をすべての人々に～」第一部宣言より要旨趣旨

11月12日(土) 新国立劇場中劇場

青柳正規 (前文化庁長官)



財務省の発表では、私たちの国の借金1062兆円。そうした厳しい状況の中で、日本をリーダーとして引っ張っていかうと考える若者が減っています。現在の60代、70代は、物心

がついたころには戦争が終わっており、その後、大きな経済不況もなく、恵まれた時代を生き抜いた世代。負の遺産を次の世代、あるいは次の次の世代に残していいのでしょうか。

我々は、経済の立て直しと同時に、若い人たちが満足感や誇り、あるいは感動を持てるよう、もうひとつの大きな軸を作る必要があります。それが文化芸術です。経済と文化芸術という二つの軸で初めて日本は安定した将来に向かうことができ、若者たちにも大きな夢を与えることができるのではないのでしょうか。

文化庁に籍を置いていた2年半、色々な地方を歩きましたが、元気がなくなった地域が元気を取り戻すのに最も有効な方策が、文化芸術を盛り上げることでした。もう一回ちゃんとお祭りをやってみよう、お神楽を復元してみよう、あるいは大規模に芸術祭をやってみようという試みが実現すると、非常に元気になる。住民の方々が、そこに住むことに自信と誇りを持つようになり、若者たちが移り住んでくるようになった地域もあります。

文化芸術を盛り上げるためには、現在文化庁という形で存在し、京都に引っ越して来いと軽く言われてしまうような組織ではなく、しっかりとした存在感、パワーのある組織が必要です。日本全体をまた希望のある、豊かな、みんなが幸せを感じるような国にするためには、どうしても文化省を作る必要があると思います。国会議員の方々、それから芸術団体の方々の力を借りながら、この計画が実現することを心から祈念いたします。

郡 愛子 (声楽家/公益財団法人日本オペラ振興会理事、



日本オペラ協会総監督補)

「五輪の年には文化省」。長らく私たち音楽界も望んでいたことが実現に向けて具体的な動きとなっていることに、本当に大きな希望と喜びを感じています。音楽

界ではそれぞれの団体や演奏家が努力し、世界から評価される演奏家、オーケストラ、オペラなどの活動が充実して広がってきていますが、まだまだ十分とは言えません。2020年に向けて、スポーツ界では金メダリスト育成のためのプログラムが関係者の協力体制のもとに構築されていると伺いました。芸術分野でも、さらなる発展のためには、芸術におけるメダリストが育つこと、世界から評価される創造的な作品を生み出すこと、国内外に芸術の力と成果を発信する力を充実させることなどの環境づくりが求められています。今、私たち音楽家の研鑽によるレベルアップ、それを支える企画制作力の充実や、長年厳しい状況の中で運営を重ねて楽団の発展をつくりあげてきた団体などの努力によって、ようやく大輪の花を咲かせることができる条件が整いつつあります。

五輪の年には芸術の金メダリストたちも立派に育つよう、文化を誇れる国づくりに向けた文化芸術活動への投資支援が強化されることを願い、私たち音楽関係者も、文化芸術関係の皆さまと協力して「五輪の年には文化省」の実現を強く求めてこの推進活動に力を注ぐことを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

河村建夫 (衆議院議員/文化芸術振興議員連盟会長)



東京オリンピックが迫ってきました。政府は、オリンピックは単なるスポーツの祭典ではなく、世界各国からの来訪者に文化を発信し、文化の祭典にしようという大方針があります。それなら、文化省があつて、

文化大臣がいてもおかしくないし、オリンピックのためにスポーツ庁ができたなら、もっと前からある文化庁が文化省に昇格してもおかしくない。そういう思いで、「五輪の年には文化省」という運動を盛り上げてきました。

15年前にできた文化芸術振興基本法は、国民が文化を創造する、それを享受する、そして文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことの重要性、また文化は想像力あるいは表現力を豊かにすることを広めようという趣旨で作られました。最近では世界遺産になった和食文化を盛り込んでほしいという提案もあり、見直しを行っています。文化の重みを高める意味で、文化行政を象徴的な京都でやるのもひとつの考え方です。ただ、それなら単なる文化庁ではなく、文化省にして構えてもいい。まずは文化担当大臣をつ

くるところからスタートしたらどうか。文部科学省は文化庁を自分のテリトリーとし手放すことに抵抗があるのでしよう。それを引き離していくには、文化庁を文化省にするという大きな考え方でいかなければいけないと、改めて宣言します。

文化芸術振興議員連盟の前身は、音楽を愛好する方々を中心とする音楽議員連盟。その歴代会長が頑張っ、それが大きく広がっていった結果、文化芸術振興基本法が生まれ、音楽を含む幅広い文化ということで、議連も2013年に「文化芸術振興議員連盟」へ改称しました。この3年間は文化芸術推進フォーラムとともに「五輪の年には文化省」をスローガンに取り組んできました。本日は、本格的にスタートを切る大事な日。皆さんと共通の意識を持って、責任を感じながら、ともに文化省の創設に向かって邁進していきたいと思ひます。

高木美智代（衆議院議員）



人には体にも心にも栄養が大切です。文化芸術こそ心の栄養です。公明党でも10年前に文化芸術振興会議を立ち上げ、今私が議長を務めています。文化庁の京都移転の話がありますが、京都だけではなく、沖

縄や復興が進んでいる宮城にも文化庁の出張所等を作っていただきたい。各地域から文化芸術を盛り上げていく、その中枢機能を担っていくものこそ文化省であると思ひます。

皆さまが日ごろから実感されているように、文化芸術の力は大きく、人と人とを結び付けていく、子どもたちの健全な育成に資する、またその文化芸術が広がった後に経済活動や平和の道を開くことができる。文化芸術が持つこの大きな力を、東京オリンピック・パラリンピックを前に国民一人一人に是非実感してほしい。その近道こそ、文化プログラムの推進だと考えています。浮島議員を中心に文化プログラム推進委員会を公明党に設置し、斉藤議員と私で顧問を務めています、全国津々浦々で文化プログラムを実現し、大きなうねりを作りたいと願ひます。

文化省ができて国民が「文化芸術は本当に楽しかった」「この力はすごい」と実感すること、それこそオリンピックの最高のレガシーではないでしょうか。今日お集まりの皆さまに大きな役割を担っていただきながら、文化省の設置、そして文化プログラムの盛り上がりをもつにつけてまいりたい。そのことを心からお願い申し上げます。

市田忠義（参議院議員／文化芸術振興議員連盟副会長）



文化芸術推進フォーラムの「文化省の創設を」との呼びかけに、日本を代表する多彩な分野の文化人、芸術家の方々が賛同を寄せています。同時に、本日のイベントで掲げられている「文化芸術をすべての人々に」

「すべての人々が文化芸術を糧として力強い社会を築くことを願って」というテーマが、国民の皆さんに同意していただけるものであると確信を持ちました。賛同いただいた多くの方々と今日お集まりの皆さん共通の思ひは、日本の文化行政をなんとしても変えてほしいということ。日本の文化予算は年間約1000億円で、諸外国と比べてもあまりに貧困です。芸術団体や芸術家への支援も乏しい。また文化を享受したいと思う国民の側から見れば、長時間労働や低賃金のために、文化に親しむ機会を得ることが困難になっています。

2012年9月、日本の国会史上初めて、文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることを訴えた請願が、60万人以上の署名を添えて国会に出され、全会派が一致して採択しました。この趣旨を生かすのに今ほど重要な時はないと思ひます。河村会長は、文化担当大臣をすぐ作るべきだとおっしゃいましたが、全く同感です。文化を担当する大臣を配置し、文化予算を抜本的に増額して、文化芸術の振興に努める。芸術家、芸術団体の自由な創造活動を支え、多くの国民が文化芸術に親しめる環境を作る。それは政治の責任だと自覚しております。金は出すが口は出さない、これが政治の立場です。与野党を超えてスクラムを組みながら、文化芸術の真の発展のために力を尽くすことを誓ひ、連帯と決意といたします。

伊藤信太郎（衆議院議員／文化芸術振興議員連盟事務局長）



「五輪の年には文化省」、「文化芸術の力をすべての人々に」。これに本日のテーマは集約されています。文化庁を文化省にするというのは、単に省庁のランクを1つ上げることではありません。ある意味では大きな意識改革であり、国の運営のプライオリティの転換だと私は思ひます。

文化芸術は、壇上にいる方だけでなく、すべての人の心の中に息づいているものです。その文化芸術に心が奮い立

ち、燃え上がる、そして発展すること、また、それを通じて人々が幸せになり、党派を超え、役所の垣根を超え、宗教の違いを超え、あらゆる立場の違いを超えて、全世界の人々が平和に、幸せに、そして生き生きと暮らせるようにすることが、文化芸術の究極の目的であると私は信じております。文化の中身は国民がそれぞれ作り出すものですが、予算の増額はもちろんのこと、文化をプライオリティとする環境を作るのは、やはり国の役目だろうと思ひます。

政治は可能性の芸術だとよく言われますが、まさにその可能性を実現するためにも、オリンピックの年に皆さんと力を合わせて文化省を創設していきたいと思ひます。

浮島智子（衆議院議員／文化芸術振興議員連盟事務局長）



本日の宣言と公演を一芸術家として心待ちにしています。私は香港とアメリカで13年半プリマバレリーナとして踊り、阪神淡路大震災を契機に帰国し、被災した子どもたちと共に劇団を立ち上げました。それも

21年目を迎え、文化芸術を通して人々の心が強くなり、目標を見つけて前進していく姿をずっと見てきました。

ニューヨークに暮らしていた時いつも不思議だったのが、なぜ日本では文化の力でGDPを上げられないのかということです。ブロードウェイには日本からも多くの方が訪れ、飛行機やバス、鉄道、ホテルを使い、お土産を買い、レストランに行き、チケットを買い、たくさんのお金を落として帰る。英語がわからなくても、皆さん「感動した」、「また来よう」とおっしゃる。その姿を見て、世界各国の方々が日本に来て、日本のすばらしい伝統文化に触れて、「感動した」「また日本に来よう」と思ってもらえるようにしたい、そんな思ひで今まで全力で仕事をしてきました。

2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まった瞬間、総理とお話したのが、是非スポーツと文化芸術で日本を盛り上げようということです。この2年間、水面下でこの議連の皆さまとともに闘ってきました。文化プログラムを通して、全国津々浦々で皆さまとともに盛り上げて、国民一人一人に本当に文化芸術というのは必要だ、空気のように自分の身の回りになければならないものだと感じていただきたい。そのためには、皆様のお力添え、2020年に向けての弾込めが今からとても重要となります。文化省創設に向けて、現場の皆さまのお声をいただきながら、頑張っ、まいります。

文化芸術推進フォーラム野村萬議長の「宣言」（全文はp.12）により、文化省創設実現に向けて芸術界あげての運動開始が宣言された。引き続き、永遠の平和を希求する心を内包した能「高砂」の一場面が上演された。

「復興、そして未来への希望」と題された第二部を含め、総合司会を務めた堺正章氏。「世界中の人が集まるオリンピックは文化の祭典でもあり、将来にわたって日本文化を発信する文化省を創設してぜひレガシーとしてほしい。文化省創設に向けてがんばりましょう」という力強いコメントで幕が締め括られた。



野村萬文化芸術推進フォーラム議長による宣言



能「高砂」より



総合司会 堺正章

宣言文

我が国は今 少子高齢化・人口減少・グローバル化など
急速な社会変化に直面し また頻発する自然災害への対応など
確りとした未来を築き上げるべき 大きな時代の変換点に立っております

また一方 長い歴史の中 世界との交流を通じ
様々な文化を受容する事により 我が国固有の文化を創造継承し
世界に誇れる 多種多様な芸術芸能 文化財を育んで参りました

古より 芸術芸能は 常に人々の生活と共にあり
人々の心に 活力や誇りをもたらし 潤いを与え 愛され支持されて参りました

文化芸術の持つ多面的な力は 国や地域を発展させ
社会を豊かなものとする役割をも 担い続けております
人々が集う所に文化が生まれ 芸術の花が開き そしてその花が
豊かに咲き誇り続けてこそ 真の文化芸術立国と成り得るのであります

私共 文化芸術推進フォーラムに集う 実演芸術・映画・美術の16団体は
超党派文化芸術振興議員連盟と連携し
広く社会に 私共のこの考えを伝え 人々の生きる力の基礎として
文化芸術が豊かに存続し続け 世界平和に貢献する国づくりの要となる
文化省の創設を求めるものであります

能「高砂」は 夫婦和合と和歌文芸の徳を説いてはおりますが
日々を穏やかに過ごせる事への感謝と祈り 永遠の平和を希求する精神
生き続ける事の大切さ 言い換えれば 愛と芸術への讃歌でもあります

長きにわたり創造継承され そして人々に愛されてきた能楽の持つ力は
多くの文化芸術が持つ力でもあります

この文化芸術が持つ力への共感と 私共の活動理念への御理解御支援を
お願い申し上げ 爰に 文化省創設実現に向けての運動開始を宣言致します

2016年11月12日
文化芸術推進フォーラム議長
野村 萬

STATEMENT

[文化芸術推進フォーラム 提言] 文化芸術の価値を中心に据えた豊かな社会をめざし
2020年東京オリンピック・パラリンピックにより、スポーツ、文化芸術を誇りとする国へ

「五輪の年には文化省」

新たな文化芸術基本法に基づく政策、体制を牽引する文化大臣の配置を

文化芸術を人々の生活、教育、福祉と連携した人づくりに生かし、社会の活力をつくり出し、まちづくり、観光、文化産業の活性化による、この国の“あらたなかたち”をつくるため、新たな政策の確立が求められている。

それを進めるのが文化行政の機能強化を図る今回の文化芸術振興基本法の改正である。これまで「文化芸術創造立国」、「コンテンツ創造立国」、「クールジャパン戦略」など個別に進められてきたが、文化芸術予算は少ないままであり、その牽引力は不十分である。文化芸術の振興を軸として総合的に展開する体制が必要であり、まずは省庁連携機能の強化を図る文化大臣の配置が必要である。

スポーツと文化の祭典であるオリンピック・パラリンピックの開催は、その具現化の契機であり、2020年に向け、オリンピック憲章の精神を実現し、日本の多様、多彩な文化芸術の水準をさらに高め、人々の生活、社会、経済に生かし、国際交流と文化外交をより深め広げていくため、文化芸術に関わる政策を強力に主導する「文化省の創設」が必須である。

東京五輪は豊かな社会発展のよき機会

—文化芸術の活動基盤の形成により、人々の創造、鑑賞、参加の充実をもたらす政策を

オリンピック憲章は、いかなる差別もなく、友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互理解しあうオリンピック精神に基づき、スポーツを通して青少年を育成することにより、平和でよりよい世界をつくることに貢献するとしている。そしてオリビズムは、文化や教育とスポーツを一体にし、努力のうちに見出されるよろこびや、よい手本となる教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重などをもとにした生き方の創造であるとされている。

東京五輪を控え、全国で展開される文化プログラムと、従来の文化施策との相乗効果により、日本各地の多様、多彩な文化力の顕在化と活性化を図り、文化芸術活動の継承と創造、享受のサイクルを豊かに発展させ、世界の文化発展にも資する必要がある。文化芸術関係者もまたその実現にむけて積極的な貢献をすることを計画している。東京五輪に向け、以下の点を提案する。

- 1 スポーツと文化の祭典に相応しい文化プログラムをつくり出すため独自事業・予算の確保を
- 2 実演芸術、メディア芸術・映画、美術、生活文化それぞれに固有の政策を形成し、人々の創造、鑑賞、参加機会の充実を
- 3 わが国の多様、多彩な文化芸術を外交、観光、国際交流に生かす政策の展開を
- 4 文化芸術活動の基盤を支える制度の改善と文化予算の大幅な増額を

1 スポーツと文化の祭典に相応しい文化プログラムをつくり出すため独自事業・予算の確保を——宝くじなど新たな財源も

東京五輪を契機とする、多様、多彩な文化プログラムの全国での実施は、日本の文化芸術の価値を再認識し、2020年以降の国民の文化芸術の創造・享受の大きなうねりをつくり出す好機であり、文化芸術を軸とする新たな国づくり、社会づくり、人づくりを推進するものである。

その実現のためには、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会だけでなく、国、東京都、全国自治体、民間団体、そして文化芸術関係者が共に取り組むことが重要であり、2018年度から2020年に向け、独自の文化プログラム事業と予算、新たな財源の確保が必須である。

① 文化芸術を一人でも多くの人々が鑑賞、体験するプログラムを

実演芸術、映画、美術に国民が触れる機会は、潜在的な要求はありながらも、仕事の忙しさ、経済的な問題、文化芸術事業の地域的な偏りなどにより、少数にとどまっている。こうした状況を打開するため、文化プログラムの展開を契機として、全国津々浦々の劇場、美術館、博物館はもちろんのこと、公共空間、公園、史跡、神社仏閣など新たな出会いを演出する場で、幅広い人々の文化芸術享受の機会をつくり出す必要がある。各地域の文化芸術の有り様を、文化芸術団体や行政だけでなく、地域の観光や経済、教育などに携わる多くの主体が連携し、再認識することが重要である。これらを促進する新たなプログラム・予算が必要である。

② 新たな作品創造を促進するプログラムを——芸術団体と劇場等との連携を生かし

日本には古来の文化芸術だけでなく明治以降に受容し、発展した多様な分野の文化芸術が存在している。例えばオーケストラ、オペラ、バレエなどの分野では、西洋の古典の上演だけでなく、日本の文化、歴史を背景とした新たな作品づくりにも取り組んでいる。このように世界的な広がりをもつ文化芸術分野で日本独自の作品を作り出すことが、国内の観客の掘り起しにつながるとともに、世界の文化発展にも貢献し、国際的に新たな注目を集めることにつながる。もちろん、伝統芸能の分野における新たな創造も促進する必要がある。

この実現には、東京五輪に向けて、芸術団体と劇場、音楽堂等による共同制作、全国巡回ネットワークの形成が効果的であり、さらに日本人作家の新たな創作、埋もれた作品の再評価を促す新たなプログラム・予算が必要である。

③ 文化プログラム実施に新たな資金源、寄附金特別枠など創設を

多くの文化プログラムの実現には、国の予算を拡大することに加えて、民間からの資金導入、指定寄附金の新設、税額控除に課せられているPST要件の撤廃、資産寄附の要件緩和など寄附文化を醸成する施策を進め、さらに“宝くじ”等の活用など思い切った新たな財源を創り出す必要がある。

2 実演芸術、メディア芸術・映画、美術、生活文化それぞれに固有の政策を形成し、人々の創造、鑑賞、参加機会の充実を

日本には、世界との交流を通して創造され、伝承され、今に生きる文化芸術が多様、多彩に存在している。それぞれの分野の成立過程、経済・社会的な構造はそれぞれ異なる。それらの固有の意義と価値を尊重した専門的な政策を形成し、国の戦略的な事業展開、専門的な国立機関、民間の文化芸術団体の活動を促進し、子どもから高齢者、障害者、在留外国人も含め幅広い人々が多様な文化芸術に参加、鑑賞、体験する機会を充実する必要がある。

新たな文化芸術基本法制定を契機に、文化芸術それぞれの分野の固有の政策を打ち出し、さらなる振興を図る必要がある。

〈1〉実演芸術の振興政策の飛躍的な充実により、創造と享受の水準向上を

わが国の実演芸術は、雅楽、能楽、歌舞伎、文楽、組踊、日本舞踊、浄瑠璃、長唄、箏曲、落語、講談など近世までに形成されたもの、西洋から取り入れられたオーケストラ、オペラ、バレエ、ダンス、演劇、日本の歌謡、ポップスなど明治期以降に新たに形成された実演芸術、さらに全国各地の祭りや民俗芸能などが重層的に継承、創造され、発展してきた。

このように多様かつ重層的に実演芸術が生きている国は世界的にも稀であり、その文化的な水脈は、担い手の地道な活動によって維持され、日本のこれまでの社会、経済の発展を支えてきたものである。これらの豊かな実演芸術を人々の生活に息づかせ発展させるためには、実演芸術活動の充実や、後継者育成も踏まえた鑑賞、体験機会の充実が必要である。

① 全国で多様、多彩な実演芸術活動を育て、根づかせる、基幹となる助成制度の確立と予算の充実を

国の文化芸術振興政策には主に3つの政策手段が存在する。

1. 国立劇場、美術館、博物館を設置運営する施策
2. 国の政策的な必要性から実施する直接事業（子どもの芸術体験、芸術祭など）
3. 芸術団体、劇場、映画の組織やプロジェクト理念に基づく自主的な活動への助成

この中でも、実演芸術への基幹的な支援となる「舞台芸術創造活動事業」、「劇場・音楽堂等の活性化事業」は、多様で多彩な民間の自主的な芸術活動を育てるものであり、国立施設や国の文化芸術事業の基礎をつくるものである。

文化芸術振興基本法の改正を契機に、実演芸術団体の諸活動を継続、発展させられるように、実演芸術活動の全経費(間接費を含む)を対象とした助成、助成率の向上、活動基盤の異なる分野ごとに助成施策開発といった助成制度の見直しを早急に行い、実演芸術組織の体力や活動実態に応じた、以下の3つの考え方に立脚した、助成制度を確立する必要がある。

1. 多様、多彩な芸術団体の基幹的、恒常的な芸術活動への経費助成
2. 多様、多彩な劇場、音楽堂等の基幹的、恒常的な芸術活動への経費助成
3. 芸術団体と劇場等の共同制作、巡回、本拠地契約、レジデントの助成

■助成制度と予算充実に図り、基金部を助成専門機関として独立へ

全国での実演芸術活動の充実のためには、予算の充実に図り日本芸術文化振興会基金部の機能を強化し、分野ごとの助成方式を継続的に改善、充実し、芸術団体、劇場等への助成専門機関として独立させる必要がある。

そのため、現在、文化庁予算に占める割合が約6%にしかすぎない自主的な活動への助成を当面10%までに増額することを要望する。

② 年1回は子どもの実演芸術の鑑賞、体験機会をつくることを目標に

近年、子どもの貧困による文化享受格差が大きな問題となっている。全国で子どもたちの成長における文化芸術の重要性について認識を深め、鑑賞、体験機会を充実させるために、国は、2020年までに子どもたちが少なくとも年1回、芸術を鑑賞し体験する機会をつくることを目標とし、実現に向けた方針を示すべきである。

文化庁は「文化芸術による子供の育成事業」により、子どもたちに鑑賞、体験機会を提供しているが、市町村、学校、劇場等の単位でも、個別に鑑賞教室が実施されている。文化芸術振興基本法の改正を契機に、国、地方公共団体、教育機関、劇場等と実演芸術団体との協議の場を設けるなど連携を図り、各々の役割を明確にし、計画的に実施することが重要である。

③ 地域における文化芸術の鑑賞・体験機会の充実と発信など支援の充実を

豊かな人間性の涵養を図るため、次代を担う子どもたちが親とともに民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道などの伝統文化・生活文化に関する活動を継続的に体験・修得できる機会を提供する「伝統文化親子教室事業」（平成 29 年度 4000 教室）が実施されている。この事業は伝統文化・生活文化の継承・発展にとって重要な施策であり、支援の充実が必要である。また、学校教育だけでなく、地域の文化芸術活動を発展させる「文化芸術クラブ」への展開も検討する必要がある。

さらに、地方自治体等が主体となって、各地域における様々な文化資源を活用して地域文化の振興や地域社会の活性化を図り、国内外に向けて発信するための取り組みを積極的に奨励することが必要である。

④ 文化芸術の創造と享受を支える人材育成の充実を 実演芸術のナショナルセンターとして国立劇場群の人材養成、研修事業の飛躍的な充実を

国立劇場は、伝統芸能から現代芸術まで、多くの人材を育成し、わが国の文化の継承・発展に重要な位置を占めるまでになっている。とりわけ新国立劇場におけるオペラ、バレエ、演劇の研修は 10 年余の蓄積を経て評価を高めてきているが、その研修基盤は非常に脆弱である。この強化に加え、実演芸術の成立に必要な制作者、技術者の研修も視野に入れる必要がある。また能楽、歌舞伎、文楽、組踊などの人材養成もそれぞれの分野にとって無くてはならないものになっている。

国立劇場は昨年、創立 50 年を迎え、新国立劇場は本年、創立 20 年を迎える。さらなる発展に向け国立劇場をわが国の実演芸術のナショナルセンターとして強化すべき時であり、人材養成・研修分野への別枠の手厚い予算措置が必要である。

学校教育にわが国の伝統文化、芸能に関する教育の確立を

明治以降、わが国において伝統文化に関する教育はないがしるにされてきた。そのため日本の伝統文化の伝承は危機に瀕している。この回復のため、小中学校においては地域の伝統芸能や祭りなどの伝統文化を取り入れた教科を、高等学校においては総合的な伝統文化に関する教科をそれぞれ設置し、わが国において伝統文化教育の軸を確立することが必要である。演劇、舞踊などの教科化も重要な課題である。

⑤ 実演芸術活動の基盤となる劇場、音楽堂等の強化を 全国の劇場、音楽堂等の施設改修や閉鎖に対し、人々の創造と享受の場を確保するため、施設改修や機能の高度化に対する財政支援や税制措置を

全国の多くの劇場、音楽堂等は建設から 30 年から 40 年が経過し、2025 年には約半数の施設が 40 年を超える危機的な状況を迎える。施設・設備の老朽化に対応する大規模改修が必要な時期となっているが、劇場、音楽堂等の改修費用は設置者にとって大きな負担であり、費用を捻出できず休館や閉館に追い込まれる劇場、音楽堂等も相次いでいる。

地域の文化拠点である劇場、音楽堂等が安全かつ快適な施設として維持されるよう、予防保全の考え方に立った継続的な改修、さらにバリアフリー化を進めて年齢や障害の有無等にかかわらず実演芸術を鑑賞できる環境の整備等、施設改修や舞台機能の高度化に対して、交付税措置のある地方債を創設する等、財政措置が必要である。

東京の 2016 年ホール問題を契機に、閉館、改修、新設の情報共有と利用の工夫を

東京では、劇場、ホール等の閉鎖により、ここ 10 年で結果的に一日あたり 2 万席あまりが失われ、さらに、東京五輪に向け、施設老朽化、耐震補強のため大規模施設の改修工事が進む一方で新たなアリーナ等の建設が進んでいる。このため実演芸術の分野ごとに異なる会場の整備状況、利用の不均衡により、鑑賞者の利便性の悪化、会場が押さえにくいといった状況を発生させている。

このような状況を緩和、調整するためは、10 年単位での施設建設、改修計画を共有し、調整すること、既存施設の使い易い利用法を開発することなど広域的に情報共有、調整、協議を行う場が必要である。国及び都道府県が、積極的にこの役割を果たすよう要望する。

民間の劇場、ホールへの固定資産税等の減免を

東京のホール問題は、民間や国の機関が運営する芸術団体にとって使い勝手のよい劇場、ホール等が老朽化、経営上の理由などにより閉鎖されたことが大きな要因である。民間の劇場等の改修や建設を促進し、実演芸術の創造と享受の発展を図るために民間劇場等への固定資産税等の軽減措置を進めるべきである。

なお現在、公益法人の所有する能楽堂など、伝統芸能の公開施設の固定資産税の軽減が臨時措置としてとられているが、これを恒久措置とすることが必要である。

■実演芸術の継承、創造、発展を担う「実演芸術連携交流事業」を充実し、拠点となるセンターの設置へ

実演芸術においては、企画から、演出・振付、台本、音楽、美術、照明、音響、舞台などのデザイン、実演家が参加しての長い稽古、この創造プロセスと平行しての作品の広報・宣伝と入場券販売など公演が成立するまでの過程を調整・実行するアーツマネジメントを担う芸術団体、劇場等の人材育成は重要な課題である。国は、分野や団体の枠を超えて国内外の芸術団体や劇場等と協力し、専門人材育成のため実践的な研修の場を提供する等の事業を 2015 年に開始したが、その予算は不十分である。

さらに日本の文化芸術・実演芸術への理解促進を目的とした海外からの研修員の受入れ、内外の専門人材の交流と海外との交流カウンターパートづくり、芸術家・スタッフ、芸術団体、劇場、音楽堂等とのネットワークを形成し、継続的な創造の促進と活性化、芸術活動の継承、発展の長期的な基盤づくりは重要な課題である。東京五輪の具体的な文化プログラム実施を通し、わが国の実演芸術の継承、創造、発展の共通基盤を担う「実演芸術連携交流センター」への発展のため、その事業の拡充、予算増額が必要である。

〈2〉国際的な評価が高い日本映画、メディア芸術などコンテンツのさらなる振興を

① 豊かな映画創造と享受、海外発信のために、製作システムを支える財政支援の充実を

2003 年、国は「これからの日本映画の振興について」をまとめ、「12 の提言」を行った。しかしながら、その提言は未だ十分に達成されておらず、また、デジタル化の進展により映画の製作、配給、興行、二次利用の構造は大きな変化を遂げている。

この構造変化を見きわめ、日本映画の振興のため、映

画製作助成の飛躍的な充実、さらに海外発信のための字幕作成、海外出展などへの助成の充実、そして担い手の人材育成の充実は重要な課題である。

② 歴史的音源（SP 盤）アーカイブ事業の継続、完成とアナログレコードのデジタル化の検討開始を

2013 年度まで国立国会図書館において SP レコード音源約 5 万曲のデジタル化と公開が行われ、月間 1 万件近い利用が進んでいる。しかしながらこの他にも、現在では失われた古典芸能をはじめ、往時の名人が奏する珠玉の音源が数多く存在している。残された約 5 万曲のカタログ作成とデジタル化は、わが国の伝統文化の継承と未来への発展の基盤となるものであり、事業の継続と完遂が必要である。

また、SP レコード音源だけでなく、昭和時代の日本の音楽文化を記録するアナログレコード（EP 盤、LP 盤）等のデジタル化についても検討を開始すべきである。

なお、各分野の文化関係資料のアーカイブを推進するための方策や、分野横断的な利活用を進めるための手法を検討し、アーカイブに関する取り組みを充実していくことが求められる。

③ 国立近代美術館付属フィルムセンターから「国立映画センター」へ

映画の収集、保存、研究、活用を進めるフィルムセンターは、現在、国立近代美術館の付属機関として事業を行っている。映画製作のデジタル化が進む一方、既存フィルムの収集・保存体制が脆弱であるため、数多くのフィルムが劣化し、滅失の危機に瀕している。この保存体制を強化すると共に、世界から高い評価を得ている日本映画の振興を図るため、専門常勤職員を配置する等、より一層の充実を図り、「国立映画センター」として独立させる必要がある。

〈3〉長い歴史と多様な展開を誇る日本美術のさらなる振興を

① 日本美術の清華を世界に発信する仕組みを

わが国には誇るべき長い伝統と豊かな自然、世界的に見て幸運な歴史によって、縄文期から現代に至るまで優れた美術作品が多様に創造され、伝承されてきた。現在のマンガやポップ・カルチャーもその延長にある。こうした各分野の名品は、人の心を豊かに満たし、真に充実した時間をもたらすのみならず、世界の人々に日本の魅力

を伝え、観光のみならず様々な分野の産業を活性化するための強力な素材でもある。

この機会に、日本美術が一部の愛好家のみ知られている現状を改めていくため、世界各地での日本美術名品展やアートフェアを展開し、多くの人々にその魅力を認識される環境をつくりだすことが必要である。

こうした活動を支えるのは、美術関連諸機関の支援による文化財保護や美術家育成、一般の鑑賞機会の拡大であり、税制整備等による美術市場の活性化、美術品流通の活発化である。諸外国で現在まで実践されてきた文化発信の成果に遅れを見せる日本美術の世界的展開を、今こそ強力に進める必要がある。

② 地域と歴史に根差した日本美術の振興を —「1%フォー・アーツ」制度の導入を

オリンピックを契機に、地域の文化芸術環境が豊かに醸成された「文化芸術立国」となるためには、地域が美術作品を購入、維持管理、保全する仕組みが必要である。

「1%フォー・アーツ」は、公共建築物の建設にあたり、その建設費の一部を建築物に関連した芸術作品の購入に充てるものである。20世紀半ばフランスで導入されてから、ヨーロッパ、アメリカ、アジア諸国で制度化されている。昨今、地方の美術館には作品の購入予算のないところも出てきており、この制度の導入によって、全国各地に美術作品をもたらすと同時に、各地域の活性化にもつながるものである。また、作品の購入や設置の過程で、地域住民と美術専門家、行政が共に携わることから、芸術や地域文化への関心を高め、地域のアイデンティティーに対する住民の意識を高める契機ともなる。

また、公立公園に設置された野外彫刻の作品に目を向けると、長期間にわたりメンテナンスが行われていない、

以上、実演芸術、映画、美術などの活動基盤を強化するため、文化芸術の創造、継承、普及、発展を図る文化芸術団体への支援の創設が重要である。

適切な説明表記がなされていないといった、設置環境の不備が数多く指摘される。費用を投入し、芸術作品を制作、購入、設置しても、地域住民の貴重な財産として守り、後世に伝える意識がなければ、時とともに作品は劣化し、本来もっている価値が損なわれる。

国民の共有財産である貴重な芸術作品を本来あるべき姿で提示し、後世に伝えるためにも、維持管理の指針を公に策定・実施するなど地域のパブリックアートを維持管理する仕組みを検討する必要がある。

美術作品を地域に導入、維持管理、保全する仕組みの実現が求められる。

③ 若手美術家の海外研修だけでなく国内育成制度の 確立を

現在の「新進芸術家等の人材育成」は海外研修のみとなっており、国内研修は廃止されている。実演芸術連携交流事業と同様に国内研修制度が必要である。また「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」は広く新進芸術家の育成事業を対象としているが、支援の対象は育成事業を実施する団体・組織に限定される。国内研修の組成、受給対象に個人を加える等、多様な現場のニーズを踏まえた育成支援について、より一層の拡充が必要である。

④ 美術作品の伝承のための相続など税制の見直しを

美術創造と伝承を促進する相続税、寄附税制の見直しが必要である。多くの美術作品は、個人に購入、所蔵されその価値が保たれている。この価値が世代を超えて伝えられ、わが国の国民的な財産となる。美術作品を相続する際の資産評価など税制の見直しが必要である。また、個人所蔵の美術作品は美術館等に寄贈されて広く公開されている。寄贈にかかわる税制の見直しも必要である。

3 わが国の多様、多彩な文化芸術を 外交、観光、国際交流に生かす政策の展開を

文化芸術基本法に文化芸術と観光、外交、まちづくり、産業、教育、福祉などとの連携が新たに謳われた。世界の人々が、わが国の多様、多彩な文化芸術について理解を深めることは、わが国の評価を高め、国と国との深いつながりを築き、世界平和にも貢献するものである。この関係は短期的に築かれるものではなく、地道な長期的、持続的な活動によってつくられるものであり、文化を媒介とすることが効果的である。

2020年に訪日観光客2000万人とする目標は、既に2015年に達成された。新たな目標として2020年に4000万人、2030年には6000万人が示された。観光立国を実現する重要な条件は、多様な「自然」、「気候」、「文化」及び「食事」の存在だと言われる。わが国はこれらの4つの条件を十分に満たし、有形、無形の文化財から文化芸術まで多様に存在する。これらの資源を効果的に生かしていくためには、文化外交、観光、国際交流・発信を多元的かつ総合的に進める必要があり、省庁間の連絡調整による恒常的な情報共有と強力なイニシアチブの下で進める必要がある。

① 国際的な文化交流基盤の強化のために在外公館の文 化的機能の強化を

日本文化に関する理解を広げ深めるためには、世界各国の芸術家だけでなく、プロデューサーなど幅広い文化芸術関係者を対象に、国際文化交流の事業を継続的に進める必要がある。在外公館はその重要な拠点となり得るものであり、以下のような多角的な文化外交が必要である。

- 在外公館における日本の文化芸術プログラムの実施
- 日本からの公演、展示、交流のための訪問者情報を在外公館に提供し、各国で有効に活用する仕組みの構築
- 海外で活躍する日本人芸術家とのネットワークをつくり、日本文化を紹介するプログラムづくり
- 日本文化理解のために、各国のプロデューサー等を招聘し、日本の芸術関係者と交流を行い、各国における日本文化を理解するオピニオンリーダーづくり
- 外交官育成過程における、日本の伝統文化を理解するための教育等の充実。

この文化外交を実現するための仕組みづくりは、省庁や芸術関係団体とも連携して構築する必要がある。

② 全国の文化芸術資源を観光に活用する事業の強力な 推進

訪日観光客が急速に増加している中で、観光客の行動は「もの」から「こと」に変化しつつある。今こそ、我が国の文化芸術資源を観光に生かす事業を推進する好機である。

文化庁は、神社仏閣や庭園、史跡、町並みなど有形文化財に加え祭りや民俗芸能も含め文化財群としてとら

え、整備、活用、発信する取り組みを支援し、地域活性化、観光活用を図っている。

この取り組みをさらに推進するとともに、観光資源としてまだ十分に生かせていない伝統芸能、実演芸術、映画、美術、生活文化をさらに強力に推進する必要がある。国、地域、社会層、年齢層ごとに文化芸術の享受層は多様であり、現在、多数を占めるアジアからの観光客だけでなく全世界を対象に、日本の文化芸術の存在をきめ細かく発信する必要がある。

全国各地で開催される音楽、演劇、映画、美術など多様な「芸術フェスティバル」、全国各地に根づいた四季折々の日本の「まつり」、近年、外国人から注目される温泉、文化と食の複合の開発など、文化芸術の観光資源化はまだまだ発展途上である。

③ 東京の多様で魅力ある実演芸術、映画、美術の集積 「アート&ライブシティ」構想等の強化で、日本の文化 芸術の新たなイメージを国内外へ発信を

世界の大都市の魅力は、文化芸術の豊かな存在であり、そのことが都市のイメージ、品格を高め、国内外からの観光を吸引する重要な要素である。そして全国の観光地の最大シェアを占めるのは東京であり、東京の魅力は、アートとエンターテイメントである。

東京では現在、上野の国立及び都立の美術館、博物館などが上野に集積していることをアピールする「文化の杜」構想が進められているが、それに対となる日比谷、銀座、築地の民間の能楽、歌舞伎、ミュージカルから宝塚などの劇場群、200近くのギャラリー、映画館など世

界的に見て希な芸術集積を「東京アート&ライブシティ」として発信する構想が検討されている。このほか、池袋の「国際文化都市構想」、渋谷の劇場集積など文化芸術を核とするまちづくりが展開されている。

また、東京には能楽、歌舞伎、日本舞踊、伝統音楽、落語など多様な伝統芸能が豊かに存在し、能楽堂、寄席など固有の劇場を有している。その活動量は大きく、京都など上方を凌いでいるが、現代の大都市東京の陰に隠れている。この豊かな伝統芸能を顕在化し、日本そして世界の観光客に、伝統芸能の鑑賞・体験機会、その情報を発信する拠点として「和の空間」をつくりあげ、東京五輪に向けて大きな役割を果たすことが必要である。

さらに、訪日観光客のニーズに合わせて、美術館、博物館の夜間開館や多言語化などきめ細やかな対応ができるような体制の整備や、周辺の飲食店や輸送機関等の協力体制を築くことが必要である。

④ 実演芸術、メディア芸術、美術、伝統から現代まで、ライブおよびコンテンツの総合的な海外発信と芸術家、芸術団体等の交流予算の充実を

国際交流基金はアジアセンターを創設し、日本語教師派遣、芸術家派遣と招聘等を通して、アジア地域における日本文化への理解を深める事業を重点的に進めている。文化庁においても海外公演助成、フェア参加、文化交流

使などの事業・予算が計上されているが、その対象範囲は狭く、予算額も限定されているのが現状である。

日本の多様で多彩な文化芸術を総合的にとらえ、発信や国際交流に積極的に取り組む必要があり、予算や対象範囲の拡充を図るべきである。

⑤ 文化芸術資源の観光、海外発信のための文化情報プラットフォームの早期実現を

文化庁は東京五輪に向けて文化プログラム、文化芸術を発信する「文化情報プラットフォーム」を開始したが、緒についたばかりである。オープンデータを利用する地域の観光事業者等を大幅に充実させ、文化芸術情報の収集と利用の好循環を早急に構築することが重要である。

伝統芸能からJ-POPに至るまで幅広いジャンルの公演、展覧会、芸術フェスティバル、全国各地の文化遺産等の情報を一堂に集めた多言語対応のプラットフォームを構築し、多くの事業者が活用することにより、国内だけでなく世界中の人々がより簡単にアクセス出来る情報基盤を充実させることは喫緊の課題である。

また、既に一部で開始されているが、海外からもチケットが購入できる仕組みを促進する環境整備を進める必要がある。こうした環境整備により、世界中の人々の日本文化への理解が深まり、日本訪問への意欲向上、観光客の幅の広がり、利便性向上が期待できる。

また、楽譜の無断複製も膨大な量になっており、重要な課題である。

TPP 協定の合意により行われた著作権法改正の速やかな施行を

2016年12月9日に国会で可決された「環太平洋パートナーシップ協定締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」に定める、著作権等の保護期間の延長や配信音源への二次使用料報酬請求権の付与などの改正著作権法をTPPの国内での発効要件にとらわれることなく、速やかに施行すべきである。さらに、わが国にのみに残る戦時加算義務は、国際的なルールの形成のなかで解消することが必要である。

4 文化芸術活動の基盤を支える制度の改善と文化予算の大幅な増額を

① 文化芸術の創造のサイクルを確かなものにする著作権制度の確立を

文化芸術の担い手・創作者の経済的基盤を確保するための重要な手段の一つとして著作権制度が存在している。デジタル・ネットワーク時代において、音楽、映像作品の利用形態は大きく変化してきているが、創作者へ適切に対価が還元されるような国際的な水準の公正な著作権法上のルールを確立することが必要である。

今こそ私的録音録画補償金制度の抜本的な解決を私的複製に利用される機器と媒体が法律制定当時の想定と大きく変化したことにより空洞化している私的録音録画補償金制度については、クリエイターに適切な対価が還元されるよう実効性のある制度整備が必要である。

デジタル時代、映像・映画など多様な利用に対するクリエイターへの公正な制度を

映画は、劇場での上映からパッケージ化、さらに放送やインターネットでの多面的な利用へと利用形態の拡大と変化を続けているが、一方、映画の創作の中心に関わる映画監督には、利用に対して著作権上の経済的な権利は与えておらず、創作者の意欲や生活の基盤を支えるシステムがないという大きな問題がある。1970年の現行著作権法制定時から急速に変化する映画製作、上映、流通、享受環境の中、創作に携わる者がその力をさらに発揮し、日本の映画、映像を世界にも発信するためにも、今の時代に相応しい著作権法の見直しが必要である。

また、「視聴覚実演に関する北京条約」を契機として、視聴覚実演に関わる実演家の経済的権利の確保や、実演家の肖像パブリシティ権の確立も必要である。

レコード演奏権・伝達権（仮称）の確立を

クラブ、レストラン等におけるCD等の再生や、ラジオ放送やウェブキャストイングを受信して伝達する等の方法により来店者に音楽を聞かせる行為について、実演家及びレコード製作者の権利として「レコード演奏権・伝達権」（仮称）の検討をすべきである。

② 文化芸術活動の基盤を強化し、活動を促進する税制の整備を

文化プログラム特別枠創設を契機に——文化芸術への寄附文化の醸成を

東京五輪文化プログラムへの指定寄附金など優遇特別枠を時限的に設けるなど寄附文化の醸成に寄与する政策を導入し、これを契機に、文化芸術に関わる公益法人への寄附を促進するため、寄附金控除の法人損金控除枠の見

直しや、税額控除に課せられているPST要件、資産寄附の要件緩和など寄附文化を醸成する施策を進める必要がある。

民間の力を生かす劇場等への固定資産税の軽減

演劇や音楽のための劇場やホール、能楽堂、歌舞伎座、寄席などの芸術団体が利用している多くの専門施設は、個人、民間企業、公益法人が所有するものである。この力を生かし、施設の継続を可能にし、新たな投資を促進するためには固定資産税等の軽減が重要である。

現在、能楽堂は固定資産税等の軽減が臨時措置としてとられているが、これを恒久措置とすることが必要である。

芸術の継承のための衣裳、道具、美術作品等に係る相続税について

伝統芸能は個人での伝承に大きく依存しており、稽古舞台、衣裳、道具に対する相続税の存在は継承に危機をもたらしかねない。さらに美術作品の伝承のため、資産評価など相続税の柔軟な運用を要望する。

文化芸術の消費税について

人々の芸術鑑賞、参加行動は、低所得者層ではその割合が低いなど、経済的な負担に大きな影響を受けている。2019年10月に消費税率10%への引き上げが決定されているが、芸術創造、鑑賞、参加に大きな影響を及ぼさないよう軽減税率の適用を要望する。

また、国際文化交流を阻害する海外からの招聘公演等には消費税リバースチャージの適用除外が喫緊の課題である。

新たな文化芸術基本法に対応し、文化予算を大幅に増額し、文化大臣を配置、文化省の創設を

以上、これら課題解決に向けて、実演芸術、映画、美術など芸術分野の固有の政策を確立、充実するため、「国立劇場」、「国立映画センター」、「芸術助成機構」、「国立美術館」、「国立文化財機構」を専門機関として文化芸術振興施策の軸として確立し、全国の特長ある地域文化、観光、まちづくりを視野に入れた地域文化振興を図る文化行政広域圏事務所、さらに世界的な文化芸術、観光、外交、国際文化交流、文化産業の振興などを視野とした重層的、総合的な文化行政を展開する必要がある。新たな文化芸術基本法による政策を実現する体制づくりには、まず文化大臣を配置し、2020年に向け東京五輪文化プログラムを梃子としてさらなる政策・予算の充実を図る必要がある。そのため文化関連予算の国家予算に占める割合をまずは倍増し、長期的に0.5%（約1000億円から5000億円）に高め、文化省を創設することを強く要望する。

文化芸術振興議員連盟 会の目的と活動方針

この会は、音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術、映画及び美術等の文化芸術を通じて、国民のなかに豊かな情操を養い、またあらゆる機会をとらえて行政府、立法府の文化政策の方向について、抜本的な意識改革をめざす一方、わが国の実演芸術、映画、美術界等が直面する諸問題に対し超党派で寄与し、文化芸術の振興を図ることを目的とする。

2012年、音楽議員連盟は文化芸術推進フォーラムと連携し、第180回国会において衆参両院で国会史上初となる『文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願』を全会一致で採択した。

音楽議員連盟は1977年の創設に当たって「行政、立法府の文化政策についての意識改革」を標榜し、舞台入場税の撤廃、著作権・著作隣接権制度と文化芸術政策の充実をめざし活動を進めてきた。

そしてその活動を一段と高めたのは2001年の「文化芸術振興基本法」の制定であり、それ以降、文化芸術に関わる予算の増額、税制の改善を着実に進め、デジタル時代に対応する著作権課題等への対応を進めてきた。

2012年には実演芸術振興の要となる「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を制定し、基本法を受けた個別法への取り組みを行った。このほか日本の伝統文化の振興を図る「古典の日に関する法律」、インターネット時代に対応した違法ダウンロードに対処する「著作権改正」など文化芸術面に

おける施策進展の年であった。

2013年、音楽議員連盟36年の活動成果を踏まえ、文化芸術振興基本法のさらなる具現化、文化芸術立国をめざし音楽議員連盟から名称を変更。活動内容の充実とその実現のための組織体制の強化に取り組む。

2017年度の活動計画は以下の通りである。

- 「五輪の年には文化省」の創設に向け、2018年度文化予算の大幅増額をめざす
文化芸術振興議員連盟 40年
文化芸術推進フォーラム 15年 記念祝賀会
「新たな文化芸術基本法、次は文化省」（仮題）開催
- 実演芸術、劇場、映画、美術などの政策を研究するため研究会等を開催する
- デジタル化、グローバル化した社会のなかで、映画・映像の権利のあり方及び懸案の著作権・隣接権課題を検討する

会長	河村建夫（自由民主党）
副会長	塩谷立（自由民主党）、枝野幸男（民進党）、斉藤鉄夫（公明党）、市田忠義（日本共産党）
常任幹事	二之湯武史（自由民主党）、中山恭子（日本のこころ）、松浪健太、伊東信久（日本維新の会）
事務局長	伊藤信太郎（自由民主党）
事務局次長	古川元久（民進党）、浮島智子（公明党）

文化芸術推進フォーラムとは

2002年1月29日、前年の文化芸術振興基本法成立を支援した舞台芸術、音楽、映画等、文化芸術に関わる芸術関係団体が集い、文化芸術振興基本法推進フォーラムが発足。2003年4月1日より、同フォーラムは「文化芸術推進フォーラム」と名称を変更し、現在は17の団体で構成。文化芸術が社会において果たしうる役割を十二分に発揮していくことを目指し、同法の理念の浸透、啓発、政策提言などの活動を行っている。議長は野村萬（能楽師／公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長）。



【構成 17 団体】	
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	会長 野村 萬
一般社団法人日本音楽著作権協会	理事長 浅石道夫
一般社団法人日本レコード協会	会長 斉藤正明
一般社団法人日本音楽出版社協会	会長 桑波田景信
一般社団法人日本楽譜出版協会	会長 佐々木隆一
一般社団法人日本音楽作家団体協議会	会長 志賀大介
芸術家会議	会長 伊藤京子
公益社団法人日本オーケストラ連盟	理事長 児玉幸治
一般社団法人日本クラシック音楽事業協会	会長 関田正幸
公益財団法人音楽文化創造	理事長 中田卓也
劇場等演出空間運用基準協議会	会長 堀内真人
芸術文化振興連絡会< PAN >	代表運営委員 岡村喬生
協同組合日本映画監督協会	理事長 崔 洋一
協同組合日本シナリオ作家協会	理事長 加藤正人
一般社団法人日本美術家連盟	理事長 山本 貞
一般社団法人全国美術商連合会	会長 浅木正勝
一般社団法人日本美術著作権協会	理事長 吉澤昭博

会員名簿

衆議院（第1議員会館）

松本 純	自民	[302]
松野頼久	民進	[312]
今津 寛	自民	[313]
藺浦健太郎	自民	[321]
井上貴博	自民	[323]
大島章宏	民進	[406]
笠 浩史	民進	[408]
斉藤鉄夫	公明	[412]
松浪健太	維新	[414]
逢沢一郎	自民	[505]
中川正春	民進	[519]
秋元 司	自民	[524]
関 芳弘	自民	[603]
西村康稔	自民	[611]
藤井比早之	自民	[615]
細野豪志	民進	[620]
伊東良孝	自民	[623]
遠藤利明	自民	[703]
後藤茂之	自民	[704]
玉木雄一郎	民進	[706]
松島みどり	自民	[709]
大塚 拓	自民	[710]
中野洋昌	公明	[722]
島田佳和	自民	[723]
枝野幸男	民進	[804]
小熊慎司	民進	[808]
泉 健太	民進	[817]
野間 健	無	[905]
三原朝彦	自民	[912]
輿水恵一	公明	[924]
伊佐進一	公明	[1004]
長坂康正	自民	[1007]
宮本岳志	共産	[1019]
亀井静香	無	[1022]
平井たくや	自民	[1024]
塩崎恭久	自民	[1102]
谷川とむ	自民	[1104]
大平喜信	共産	[1108]
鈴木淳司	自民	[1110]
初鹿明博	民進	[1112]
平沢勝栄	自民	[1115]
今野智博	自民	[1123]
平野博文	民進	[1201]
岸 信夫	自民	[1203]
小林史明	自民	[1205]
安倍晋三	自民	[1212]
村上誠一郎	自民	[1224]

衆議院（第2議員会館）

伊藤信太郎	自民	[205]
北神圭朗	民進	[219]
伊藤忠彦	自民	[222]
河村建夫	自民	[302]
武正公一	民進	[312]
八木哲也	自民	[319]
西村明宏	自民	[324]
高木義明	民進	[401]
高木宏壽	自民	[405]
稲津 久	公明	[413]
吉田宣弘	公明	[415]
高井崇志	民進	[416]
富岡 勉	自民	[421]
高木美智代	公明	[503]
郡 和子	民進	[512]
甘利 明	自民	[514]
逢坂誠二	民進	[517]
船田 元	自民	[605]
柿沢未途	民進	[611]
城内 実	自民	[623]
松原 仁	民進	[709]
畑野君枝	共産	[711]
北村誠吾	自民	[714]
佐藤英道	公明	[717]
平口 洋	自民	[804]
浮島智子	公明	[820]
島津幸広	共産	[922]
金子めぐみ	自民	[923]
左藤 章	自民	[924]
川端達夫	民進	[1003]
小松 裕	自民	[1004]
古川元久	民進	[1006]
菅原一秀	自民	[1020]
土屋正忠	自民	[1111]
石関貴史	民進	[1123]
今村雅弘	自民	[1210]
塩谷 立	自民	[1211]
伊東信久	維新	[1214]
鈴木隼人	自民	[1215]
竹本直一	自民	[1221]

衆議院議員 87 名

参議院

森 ゆうこ	無	[304]
太田房江	自民	[308]
山東昭子	自民	[310]
今井絵理子	自民	[315]
野田国義	民進	[323]
吉良よし子	共産	[509]
市田忠義	共産	[513]
宮島喜文	自民	[601]
長浜博行	民進	[606]
辰巳孝太郎	共産	[608]
愛知治郎	自民	[623]
福山哲郎	民進	[808]
牧野たかお	自民	[812]
井上義行	自民	[816]
山添 拓	共産	[817]
羽田雄一郎	民進	[818]
松下新平	自民	[824]
田村智子	共産	[908]
二之湯武史	自民	[923]
堂故 茂	自民	[1003]
猪口邦子	自民	[1105]
山谷えり子	自民	[1107]
新妻秀規	公明	[1112]
神本美恵子	民進	[1119]
山下芳生	共産	[1123]
若松謙維	公明	[1207]
小池 晃	共産	[1208]
中山恭子	日本	[1211]
矢田わか子	民進	[1212]
和田政宗	日本	[1220]

参議院議員 30 名

合計 117 名

* 2017年3月現在、[] 内は室番号